

ノンイミгранト O-A (ロングステイ)

来館前に、必ず事前予約【VABO】<http://thaiconsulate-visa.jp/vabo/index.php/en/>を行ってください。

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

申請時間：9時30分～11時30分－休館日はHP (www.thaiconsulate.jp)をご確認ください。

受領時間：13時30分～15時00分－書類不備がなければ3営業日後（申請日を含む）の受領となります。

（タイ王国大阪総領事館のホームページに掲載されているビザを申請する際の注意事項に記載のある国籍保有者に関しましては、少なくとも45日～60日のビザ取得日数が必要です。）

入国回数	1年マルチプル
査証有効期間 (発効日から)	12ヶ月
入国ごとの滞在可能期間 (タイ入国日から)	90日 (1回ごと)
査証審査料	22,000円
必要なパスポート残存期間 (タイ入国日から)	1年6ヶ月以上

申請対象者

1. 満50歳以上
2. タイ王国の入国禁止者リストに入っていないこと
3. 日本国または国籍を有する国・居住国においてタイの治安を脅かすような犯罪歴がないこと
4. 日本国籍者 もしくは 日本の永住権所を持つ外国籍の方
5. 仏暦2535年の省令に定められる禁止疾患：ハンセン病・結核・麻薬中毒・象皮病・第三期梅毒に罹患していないこと
6. タイ王国国内において就労活動を行わないこと

必要書類

1. ビザ申請用紙 (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/Application_Form.pdf)

- 日本国籍者・下記以外の日本国籍以外の申請者 2枚

※ビザ申請用紙（および写真）が5枚必要な国籍

5枚	※アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、イラン、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、※ナイジェリア、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン
----	---

※アフガニスタン国籍者はID Certificateが必要

※ナイジェリア国籍者はCertificate of Clearance (National Drug Law Enforcement Agency of Nigeria-NDLEA)が必要

2. 証明写真

- 6カ月以内に撮影したカラー写真
- 申請用紙に貼り付けて提出
 - 縦4.5cm×横3.5cm
 - 真正面からカメラを向けて撮ること

- 無地の明るい背景で撮ること
- 自然な顔で口を閉じたままで撮ること（微笑まない、まゆをひそめない、眉を上げないこと）
- 目をしっかり開くこと（サングラスや着色ガラスを付けないことおよび目に髪の毛が掛からないこと）
- 写真にものや人等が入り込んでいないこと
- ピントを合わせて影のないように撮ること
- メガネに光が反射していないこと
- 証明写真機やスタジオで撮影された高品質仕上げの証明写真

3. パスポート 原本 および コピー

- パスポートは未使用の査証欄が2ページ以上必要
- コピーはデータ面（顔写真のある面）をA4サイズで取ること
※日本国籍以外の申請者は、以下の資料も必要
- ①パスポート番号記載面・所持者サイン記載面 コピー 2枚
- ②在留カード 表裏コピー 2枚

4. 経歴書 (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/pdf/Personal_History_Long_Stay.pdf) 2部

全ての欄を記入し、申請者が署名したもの

5. 金融証明書（下記3項より1項） 原本 および コピー

- (1) 英文預金残高証明書（800,000 バーツ以上の預金額があるもの）
 - (2) 年金証書および最新の額面入り年金振込通知書（月額 65,000 バーツ以上の受給額 または合計年額 800,000 バーツ以上の受給額があるもの）
 - (3) 英文預金残高証明書と年金証書（合算で 800,000 バーツ以上あるもの）
- 発行後3ヶ月以内
 - 公証人役場 → 法務局 → 外務省の順で認証を受けること（外務省大阪分室：06-6941-4700）

6. 無犯罪証明書 原本 1部

- 発行後3ヶ月以内
- 要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）（開封厳禁）

7. 国公立病院発行の健康診断書 英文原本 および コピー

- 禁止疾患：ハンセン病・結核・麻薬中毒・象皮病・第三期梅毒に罹患していないことを示す内容を含むもの
- 発行後3ヶ月以内
- 要外務省認証（外務省大阪分室：06-6941-4700）

8. 医療保険証明書

8.1 新型コロナウイルス感染症及び関連疾患の治療費を含む10万米ドル以上もしくは300万バーツ以上の治療補償額がある保険

- タイ滞在の全期間有効な保険（補償期間はタイに入国してから1年以上であること）
- (1) 日本の保険会社発行の保険証券（医療保険証）原本 および コピー2部
- (2) タイの保険会社発行の保険証券（医療保険証）コピー2部
（加入可能なタイ国内保険会社はこちら <https://longstay.tgia.org/>）

8.2 日本の保険の場合は医療保険加入証明書（Foreign Insurance Certificate）原本が必要

（規定書式はこちら http://www.thaiconsulate.jp/files/user/visa_pdf/OICForm.pdf 保険会社が記入し、社印の捺印

および代表者（サイン権保有者）の直筆署名が必要）

- 公証人役場 → 法務局 → 外務省の順で認証を受けること（外務省大阪分室：06-6941-4700）
- 原本 および コピー1部

9. 英文または和文による航空券(eチケット) または フライト予約確認書 コピー2部

- 航空会社発行のもので、申請者名・便名・タイ入国日が確認できるもの
- 日本国籍以外の方はタイ出国日(復路便)も確認できるものが必要

10. タイでの居住地を証明する書類 コピー2部

- (1) 申請者名義で物件を購入した場合、所有権証明書が必要
- (2) 申請者名義でアパートを借りる場合、賃貸借契約書(家主の ID カードコピー + 署名も必要)
- (3) 家族と滞在する場合、以下の書類
 - タイにいる保証人からの手紙(保証人の名前・申請者名・申請者との関係・宿泊先住所・電話番号・入国日・滞在期間・署名を記載)
 - タイ国籍の保証人の場合、保証人の ID カード、タイ住居登録証の住所面および氏名記載面 コピー
(書類には保証人の署名が必要)
 - タイ国籍者以外の保証人の場合、パスポートのデータ面、最新のタイ国滞在許可取得面(タイの入国管理局発行)、タイの労働許可証(ワークパーミット) および保証人の署名がある賃貸借契約書(家主の ID カードコピー + 署名も必要)
(すべての書類には保証人の署名が必要)

※タイ滞在期間延長・滞在資格変更・再入国許可証の取得は、タイ入国管理局の権限です。